

4－1 申請手続きのフロー

野洲市開発行為等に関する指導要綱に基づく申請手続き（フロー図）

事前審査願いの提出（随時受付）



提出部数 5 部及びデータ（PDF 形式）

関係官署等に意見照会



関係官署等の要件を申請者へ通知



関係諸法令許可申請手続き

関係官署等と協議（協議書 2 部提出→1 部申請者へ返却）



開発行為協議申請書提出（正副 2 部＋関係課協議書類一式添付→1 部申請者へ返却）



開発行為協議通知書交付（市から申請者へ） → 農地転用届出又は許可申請



建築確認申請（建物付宅地分譲を除く）

工事着手届提出



工事完了届提出（建築物が伴う場合、建築工事完了時。）

（寄付物件ある場合は寄付関係書類を同時提出すること。）



工事完了検査



検査済証交付（市から申請人へ）＝ 開発事業完了